

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例施行規則制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、犀川及び浅野川の水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観の保全を図り、金沢の個性と魅力を磨き高めるとともに、貴重な財産として後代に継承するため、犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例の制定を予定しています。

このことに伴い、犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例施行規則を制定し、届出の適用除外、諸手続に必要な届出書の様式その他必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) 川筋景観保全区域の指定の案及び川筋景観保全基準の案の縦覧等

市長が川筋景観保全区域の指定の案及び川筋景観保全基準の案を作成したときは、その旨を公告し、公衆の縦覧に供するものとするを定めます。

(2) 保全区域内の行為に関する届出

川筋景観保全区域内で届出が必要な行為の届出書の様式、添付図書等の手続に必要な事項を定めます。

(3) 適用除外

軽易な行為など、届出が適用除外となる事項を定めます。

- ・ 仮設の建築物
- ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・ 自己の氏名、名称を表示するため、自己の住所又は事業所に表示する広告物等で、一住所当たりの表示面積の合計が5平方メートル以下のもの

等

(4) 川筋景観保全協定の認定の申請及び保全協定の認定書の交付

川筋景観保全協定の認定申請書の様式、添付図書等の認定の手続に必要な事項を定めます。また、認定書の交付について定めます。

3 施行期日

平成29年4月1日（予定）